

「テレビ伝送サービス利用規約」新旧対照表

<p style="text-align: center;">改定前 (2016年10月1日付)</p>	<p style="text-align: center;">改定後 (2018年4月26日付)</p>
<p>第5条 (契約の単位)</p> <p>1. 当社は、利用回線(当社が別途定める登録一般放送事業者が、東日本電信電話株式会社ならびに西日本電信電話株式会社とその放送事業者提供映像通信網サービスの第1種契約者回線の通信相手先として指定したものに限り、)1回線ごとに1の本サービスの契約を締結します。</p> <p>2. 契約者は、それぞれ1の本サービスの契約につき1人に限り、</p> <p>3. 契約者は、利用回線の契約者と同一の個人に限り、</p>	<p>第5条 (契約の単位)</p> <p>1. 当社は、利用回線(当社が別途定める登録一般放送事業者が、東日本電信電話株式会社ならびに西日本電信電話株式会社とその放送事業者提供映像通信網サービスの第1種契約者回線の通信相手先として指定したものに限り、)1回線ごとに1の本サービスの契約を締結します。</p> <p>2. 契約者は、それぞれ1の本サービスの契約につき1人に限り、</p> <p>3. 契約者は、利用回線の契約者と同一の者に限り、</p>
<p>第10条 (当社が行う本サービスの契約解除)</p> <p>1. 当社は、次の場合には、本サービスの契約を解除することがあります。</p> <p>(1) 第13条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、本サービスの利用を停止することが技術的に困難なとき又は当社の業務遂行上支障があるときであって、第13条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当するとき。</p> <p>2. 当社は、前項に規定する場合のほか、次の場合は、その本サービスの契約を解除します。</p> <p>(1) 利用回線が、移転等により本サービスの提供区域外となったとき。</p> <p>(2) 登録一般放送事業者が、第1種契約者回線の通信相手先としてその利用回線の指定を解除したとき。</p> <p>3. 前項にかかわらず、当社は契約者が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、契約者が当社の提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあることを契約者は予め了承するものとします。</p> <p>(1) 当社の業務の遂行に支障をきたすと当社が判断</p>	<p>第10条 (当社が行う本サービスの契約解除)</p> <p>1. 当社は、次の場合には、本サービスの契約を解除することがあります。</p> <p>(1) 第13条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、本サービスの利用を停止することが技術的に困難なとき又は当社の業務遂行上支障があるときであって、第13条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当するとき。</p> <p>2. 当社は、前項に規定する場合のほか、次の場合は、その本サービスの契約を解除します。</p> <p>(1) 利用回線が、移転等により本サービスの提供区域外となったとき。</p> <p>(2) 登録一般放送事業者が、第1種契約者回線の通信相手先としてその利用回線の指定を解除したとき。</p> <p>3. 前項にかかわらず、当社は契約者が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、契約者が当社の提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあることを契約者は予め了承するものとします。</p> <p>(1) 当社の業務の遂行に支障をきたすと当社が判断</p>

<p>した場合</p> <p>(2) 契約者に対する差押え、仮差押え、または仮処分命令の申立てがあった場合</p> <p>(3) 破産、民事再生手続(個人債務者再生手続を含みます。)の申立てがあった場合</p> <p>(4) 手形不渡その他支払いを停止した場合</p> <p>(5) 契約者からの通知が到達しなかった場合、その他居所が判明しない場合</p> <p>(6) 契約者が死亡したことを当社が知った場合</p> <p>(7) 利用回線の利用契約が終了した場合</p> <p>4. 利用契約が解除された場合、契約者は、利用契約に基づく一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、未払債務の全額を直ちに当社に支払うものとします。</p>	<p>した場合</p> <p>(2) 契約者に対する差押え、仮差押え、または仮処分命令の申立てがあった場合</p> <p>(3) 破産、民事再生手続(個人債務者再生手続を含みます。)、会社更生手続または特別清算手続の申立てがあった場合</p> <p>(4) 手形不渡その他支払いを停止した場合</p> <p>(5) 契約者からの通知が到達しなかった場合、その他居所が判明しない場合</p> <p>(6) 契約者が死亡したことを当社が知った場合</p> <p>(7) 利用回線の利用契約が終了した場合</p> <p>4. 利用契約が解除された場合、契約者は、利用契約に基づく一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、未払債務の全額を直ちに当社に支払うものとします。</p>
<p>第30条 (契約者の氏名の通知等)</p> <p>1. 契約者は、登録一般放送事業者から請求があったときは、当社がその契約者の氏名及び住所等を、NTT 東西およびその登録一般放送事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。</p> <p>2. 契約者は、当社がその契約者の氏名、住所及び通信履歴等その他契約者に関する情報を、当社の委託により本サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。</p>	<p>第30条 (契約者の氏名の通知等)</p> <p>1. 契約者は、登録一般放送事業者から請求があったときは、当社がその契約者の氏名、名称及び住所等を、NTT 東西およびその登録一般放送事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。</p> <p>2. 契約者は、当社がその契約者の氏名、名称、住所及び通信履歴等その他契約者に関する情報を、当社の委託により本サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。</p>
<p>第40条 (情報料回収代行の承諾)</p> <p>1. 契約者は、登録一般放送事業者が提供する一般放送サービス(本サービスを利用することにより有料で提供を受けることができるサービスであって、登録一般放送事業者が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。)の利用があった場合には、その一般放送サービスを提供する登録一般放送事業者(以下「情報提供者」といいます。)に支払う当該サービスの料金(一般放送サービスの利用の際に、情報提供者がお知らせする料金をいいます。)を、当社がその情報提供者の代理人として回収することを承諾していただきます。</p> <p>2. 当社は、情報提供者から請求があった場合は、その一般放送サービスの利用者に係る氏名及び住所等をその情</p>	<p>第40条 (情報料回収代行の承諾)</p> <p>1. 契約者は、登録一般放送事業者が提供する一般放送サービス(本サービスを利用することにより有料で提供を受けることができるサービスであって、登録一般放送事業者が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。)の利用があった場合には、その一般放送サービスを提供する登録一般放送事業者(以下「情報提供者」といいます。)に支払う当該サービスの料金(一般放送サービスの利用の際に、情報提供者がお知らせする料金をいいます。)を、当社がその情報提供者の代理人として回収することを承諾していただきます。</p> <p>2. 当社は、情報提供者から請求があった場合は、その一般放送サービスの利用者に係る氏名、名称及び住所等を</p>

<p>報提供者に NTT 東西を介して通知することがあります。</p> <p>3. 当社が定める期間が経過しても回収できない当該サービスの料金については、情報提供者が回収するものとします。</p>	<p>その情報提供者に NTT 東西を介して通知することがあります。</p> <p>3. 当社が定める期間が経過しても回収できない当該サービスの料金については、情報提供者が回収するものとします。</p>
--	---